

○厚岸町文化振興助成条例助成基準に関する規程

平成9年3月28日

教育委員会訓令第2号

改正 平成14年4月15日教委訓令第3号

平成19年3月12日教委訓令第1号

平成20年10月1日教委訓令第4号

平成28年3月23日教委訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、厚岸町文化振興助成条例（平成9年厚岸町条例第19号。以下「条例」という。）第3条の助成に関し必要な基準を定める。

(助成対象等)

第2条 条例第3条の規定により助成の対象とするものは、次の各号に定めるところによる。

(1) 発表会等に参加又は出場する場合

ア 助成対象者は、厚岸町の住民（厚岸町以外の住民で厚岸町の学校に就学している児童、生徒を含む。）とする。

イ 助成対象人員は、現に参加又は出場する人員とする。ただし、児童生徒が参加又は出場する場合は、引率者の内1人を補助対象に加える。

ウ 交通費は、出発地から発表会等開催地までの鉄道又は路線バスによる最短距離の運賃及び特別急行料金で算出した額とする。なお、道外で行われる発表会等に参加する場合は、航空運賃で算出した額とすることができる。ただし、運賃については学生割引又は団体割引等の適用を受ける者は、その運賃による。

エ レンタカー利用の場合は、レンタル料金とする。また、私用車借上げの場合は、走行距離（1キロメートル未満の端数は、切り捨てるものとする。）を燃料1リットルあたり10キロメートルの基準で除して得た燃料消費量分を実際の支払単価で計算し支給するものとする。

オ 宿泊日数は、発表会等の開催地が北海道内の場合は2泊以内、東日本（中部地方以東）は3泊以内、西日本（近畿地方以西）の場合は4泊以内とし、宿泊料は、1人につき1泊6,000円を限度とし、その実費とする。

(2) 発表会等を開催する場合

ア 発表会等の運営にかかる経費の内印刷製本費、賃借料及び会場使用料の2分の1とする。

イ 発表会等で講師等を招へいする場合は、謝礼、交通費及び宿泊費を助成対象経費とし、その2分の1とする。

(3) 出版物を刊行する場合は、印刷製本費の2分の1とする。

2 次の各号に該当する場合は、原則として助成対象外とする。

(1) 営利を目的とする場合

(2) 事業効果が個人等に帰属し、かつ、公益性を欠く場合

(3) 家元（免許）制度にかかる活動の手段及び目的となる場合

(4) 他の条例、規則又は予算の定めるところにより補助を受ける場合

(5) その他教育委員会が適当でないと認める場合

（助成対象数）

第3条 補助対象は、1団体又は1個人について当該年度につき各々1事業とする。

2 前項に定めるもののほか、特に教育委員会が認めたものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月15日教委訓令第3号）

この訓令は、平成14年4月15日から施行する。

附 則（平成19年3月12日教委訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日教委訓令第4号）

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日教委訓令第4号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。